

いじめ防止対策基本方針

松阪市立飯高中学校

1. いじめ防止対策の基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身に健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあり、決して許されるものではない。

いじめは、どの子どもにもどの学校においても起こりうるものであること、また、だれもが被害者にも加害者にもなりうるものであることを十分に認識する必要がある。

いじめを生まないためには、社会全体で生徒一人ひとりが、人として大切にされているという実感をもてる環境づくりに取り組むことで、自己有用感を高め、生徒に自他の人権を守るために行動できる力を育むことが大切である。

また、日頃から学校教育全体を通じて、生徒の豊かな心を育み、人間としての生き方の自覚を促し、道徳性を育成するとともに、自らが規範を守り行動するという自律性を育むことにより、生徒の将来における自己実現を可能にするための力を育成していくことが重要である。

いじめへの基本的な対応としては、いじめの未然防止、早期発見・早期対応が重要であり、そのためには、学校が地域に開かれ、多くの人たちが学校に関与していくとともに、学校・家庭・地域が一体となって子どもたちを見守りながら、いじめの兆候を早期に発見し、対処することが大切である。

そこで、本校では、いじめ問題に関する意識向上を図る啓発や、学校関係者の指導力向上のための研修会などを継続して実施し、いじめの未然防止や早期発見・早期対応、そして早期解決に取り組むこととする。

2. いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

*いじめにより、以下のような場合を「重大事態」と呼ぶ。（いじめ防止対策推進法第28条）

- ①当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ②当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

*重大事態の意味について（いじめの防止等のための基本的な方針）

「生命、心身又は財産に重大な被害」については、例えば、子どもが自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合等のケースが想定される。

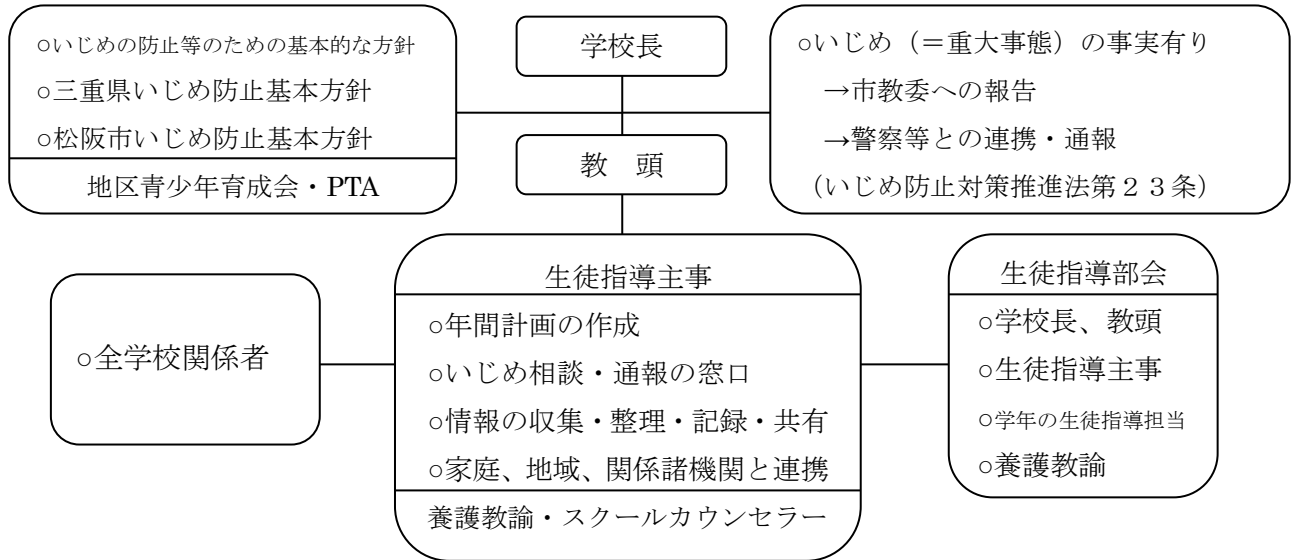
「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、子どもが一定期間、連続して欠席しているような場合には、その目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判

断により、迅速に調査に着手する。

さらに、子どもや保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものと調査や報告等にあたる。

3. いじめ防止のための組織

(1) いじめの防止等の取り組みを実効的に実施するために、次の機能を担う「いじめ問題対策委員会」を設置する。



(2) 活動内容

- ①生徒指導計画の作成・実行・検証・改善に関すること。
- ②いじめ防止に係る研修会等の企画・運営に関すること。
- ③いじめの未然防止に関すること。
- ④いじめの早期発見に関すること。
- ⑤いじめの早期解決に関すること。

4. いじめ防止等の対策のための具体的な取り組み

(1) いじめの未然防止及び早期発見のための取り組み

いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、全ての生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。また、いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいをよそおって行われたりするなど、大人が気づきにくくて判断しにくい形で行われることが多いことを学校関係者は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかと疑いを持って、早い段階から的確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

- ① 毎月定例の職員会議、校内研修会において、いじめ等の問題行動の有無を取り上げ、学校関係者間の共通理解を図る。(Q-Uなどの調査・アンケート、スクールカウンセラーとの教育相談など。)

- ② 日常の全教育活動を通じて、学校関係者と生徒、生徒間の望ましい人間関係の育成に務める。
- ③ 生徒が発する危険信号を見逃さず、その一つ一つに対応する。
- ④ 明るく楽しい、学校・学級づくりをすすめる。（「生徒心得」の意識を持たせる。）
- ⑤ 生徒指導の機能を生かした授業づくりをすすめる。（学習規律を確立させる。）
- ⑥ 生徒理解を深める。（学校関係者・生徒の交流の充実、教育相談の充実、学校関係者・保護者・スクールカウンセラーとの連携をすすめる。）
- ⑦ 道徳教育の充実を図る。（命の大切さに関する授業の実施および充実、人権教育の充実、人権啓発活動や教育講演会などを実施する。）
- ⑧ 情報モラル教育を推進し、携帯電話やインターネットの正しい利用法や危険性についての理解を深めるとともに、相手を思いやる気持ちを育てる。
- ⑨ 豊かな生徒会活動を創る。（自主・自律的に活動する場の設定による生徒会活動の充実、部活動の充実を図る。）
- ⑩ 家庭及び地域との連携を密にする。（いじめなどの問題の重要性の認識を広めるとともに学校便り・学年便り、家庭訪問などを通じて連携を図る。また、必要に応じて、専門機関などと連携・協力をしていく。）

(2) いじめの早期解決のための取り組み

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の学校関係者で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、いじめを知らせてきた子どもや被害生徒を守り通す。また、加害生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。

- ① 窓口は学校長及び教頭とし、連絡・報告・相談は生徒指導主事を軸とする。
- ② 緊急会議を開いて、より詳細な情報の収集及び共有を図る。
- ③ いじめの事実の有無について、教育相談や質問紙法などで事実確認を行い、その結果を当該生徒及びその保護者、市教委へ報告する。
- ④ いじめの被害を受けた生徒を保護し、適切な支援を行う。
- ⑤ いじめをした生徒に対して毅然とした指導をする。
- ⑥ いじめの被害者と加害者、及び両者の保護者に対して適時かつ適切な情報提供を行う。
- ⑦ 当該生徒以外の保護者に対して適時かつ適切な情報提供を行う。

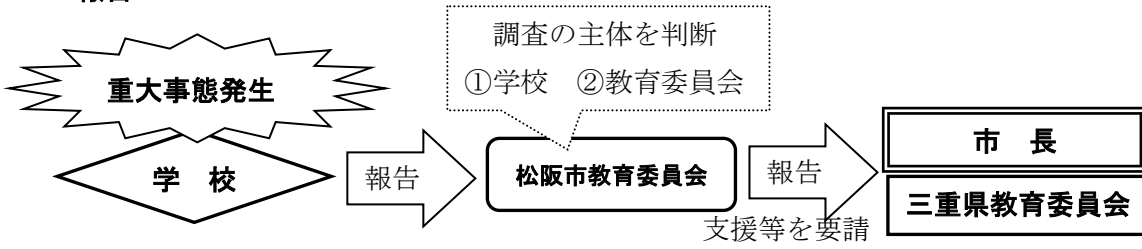
なお、いじめが「解消している」状態とは、少なくとも「いじめに係る行為が止んでいること」、「被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと」の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じて他の事情も勘案して判断するものとする。

5. 重大事態への対処

- (1) 重大事態が発生した場合には、松阪市教育委員会に速やかに報告する。
- (2) 教育委員会との協議のうえ、専門家を加えた当該事案に対処する組織を設置する。
- (3) 上記組織により、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- (4) いじめを受けた生徒及びその保護者に情報を適切に提供する。
- (5) 調査結果を踏まえ、必要な措置を講じる。

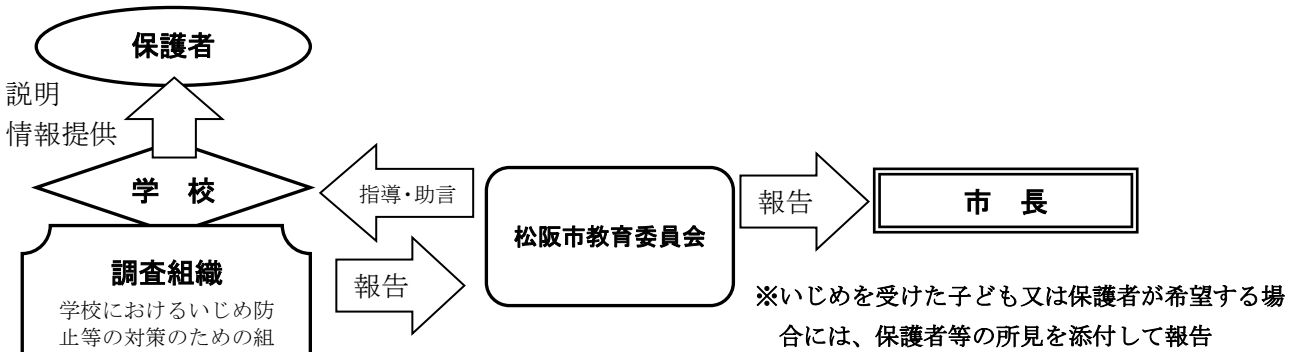
<重大事態発生時の対応>

1 報告

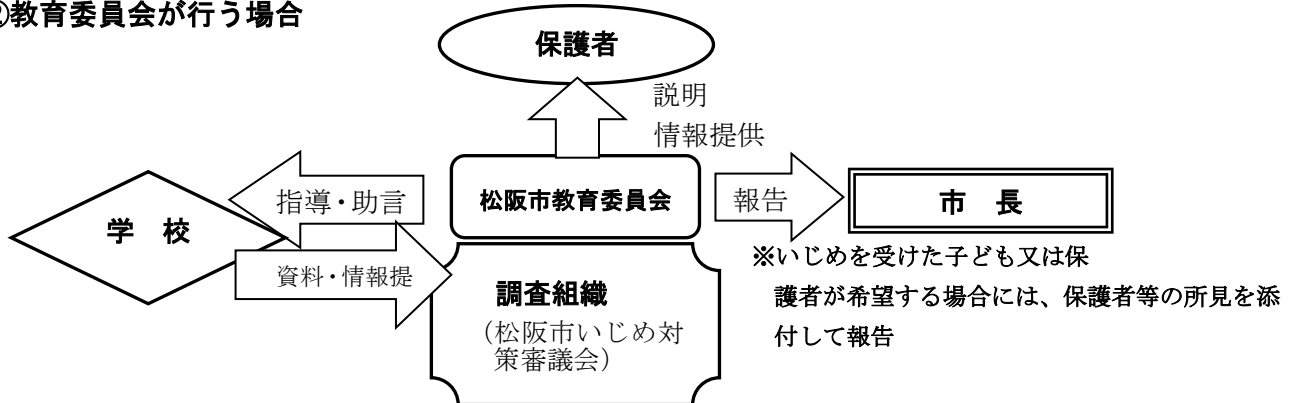


2 調査

①学校が行う場合



②教育委員会が行う場合



3 再調査

※重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認める場合

